

建築着工統計により試算した公共建築物の木造率

全体	令和5年度		令和6年度	
	合計(m ²)	木造率(%)	合計(m ²)	木造率(%)
【床面積ベース】				
建築物全体	108,310,480	41.4%	104,483,493	43.3%
	44,864,143		45,242,924	
公共建築物	9,301,429	14.8%	8,711,018	15.9%
	1,380,234		1,388,507	
国	598,831	1.2%	613,770	2.1%
	7,047		13,046	
都道府県	1,028,615	5.8%	797,871	5.4%
	60,014		43,161	
市町村	2,936,778	7.1%	3,217,660	6.2%
	208,630		198,411	
民間と個人	4,737,205	23.3%	4,081,717	27.8%
	1,104,543		1,133,889	

上段:新築等に係る床面積の合計 下段:うち、木造の床面積の合計

低層(3階建て以下)	令和5年度		令和6年度	
	合計(m ²)	木造率(%)	合計(m ²)	木造率(%)
【床面積ベース】				
建築物全体	66,751,896	64.4%	65,256,387	66.6%
	42,975,006		43,472,060	
公共建築物	3,837,531	30.6%	3,586,123	33.4%
	1,174,626		1,196,411	
国	181,860	2.5%	90,584	7.7%
	4,465		6,935	
都道府県	211,579	10.6%	185,699	9.6%
	22,439		17,790	
市町村	1,077,251	14.5%	1,194,319	13.2%
	155,745		157,805	
民間と個人	2,366,841	41.9%	2,115,521	47.9%
	991,977		1,013,881	

上段:新築に係る床面積の合計 下段:うち、木造の床面積の合計

注1:国土交通省「建築着工統計」を基に林野庁が試算。

注2:木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類している。

注3:本試算では、「公共建築物」を国、地方公共団体、地方公共団体の関係機関及び独立行政法人等が整備する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療、福祉施設等の建築物とした。また、新築、増築及び改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。